

徳島県告示第472号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定に基づき、令和8年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和8年9月15日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1 試験の日時

令和8年11月13日（金曜日）午前10時から正午まで

2 試験の場所

徳島市万代町一丁目1番地 徳島県庁8階804会議室

3 受験願書の受付期間

令和8年10月13日（火曜日）から同月28日（水曜日）まで（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項第1号及び第2号に掲げる日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、同月28日までの消印があるものに限り受け付ける。

4 受験願書等の請求先

徳島県県土整備部河川政策課及び各徳島県県土整備事務所（支所を含む。）

5 受験願書等の提出先

徳島市万代町一丁目1番地 徳島県県土整備部河川政策課

6 受験手続

受験願書（砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）様式第9によるもの）に写真（受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）及び返信用封筒（表面に住所及び氏名を記載し、320円に相当する額の切手を貼ったもの）を添付して提出すること。

7 受験手数料

8,100円（指定の4連納付書で支払い受領した納付済証、又はその額に相当する額の徳島県収入証紙を受験願書に貼付すること。）

8 その他

この試験についての問合せは、徳島県県土整備部河川政策課（電話088-621-2571）へすること。